

2025 年度 日本語非母語の児童生徒等受け入れ方針

2025 年 3 月
プノンペン補習授業校

補習校運営規則第 13 条第 5 項に基づき、入校資格に関して、同条第 2 項の各要件に加えて定める方針として、本方針を定める。

【背景・経緯】

- (1) 補習校の入校資格の一つは、従前は「原則として、保護者のうち少なくとも 1 人は、日本国籍を有するものとする。」とされていた（旧補習校運営規則第 21 条第 2 項）。しかし、人々の働き方や生活環境が多様になった今、国籍を限定することは意味が薄れ、また、「子どもに日本語での教育を受けさせたい」と希望する日本国籍を持たない保護者は一定数いるだろうと考えられる。そのため、2021 年の規則改正において、日本国籍要件を廃止し、「原則として、保護者のうち少なくとも 1 人が補習校からの連絡、指示・伝達事項を理解し、教師、事務局、保護者等とのコミュニケーションがとれること」と定められた（現行の補習校運営規則第 13 条第 2 項第 4 号）。
- (2) しかしながら、入校資格のもう一つの要件として子ども本人についても「原則として日本における就学年齢に相当した学年に入校し、それに応じた日本語能力を有すること」と定められており（補習校運営規則第 13 条第 2 項第 3 号）、補習校の教育目標においても「日本語の能力を向上させ、学年に応じた基礎的な学力を身につけさせる」「日本人としての誇りと自覚をもち、望ましい習慣や文化を身につける」と謳われているところ、日本語を非母語とする園児児童生徒（以下「児童生徒等」という）にとって、週一回の補習校の授業に参加するだけでこの目標を達成させることは困難である。そのため、保護者が家庭で子どもの学習（補習校の授業に参加するための準備や宿題の確認など）をサポートすることが必要不可欠である（ただし、家庭での言語を日本語に切り替えるという意味ではないことは留意する必要がある）。よって、日本語母語話者、または日本語力のある保護者の場合でも、家庭学習を支援する意志があることを入校時に確認するのが望ましい。
- (3) 日本語を非母語とする児童生徒には、週一回の補習校の授業に参加するだけでは、意思疎通ができる、または教科書を勉強できるレベルの日本語をすぐに身につけることは難しく、担任教師への大きな負担が予想される。必要に応じて日本語支援員が該当生徒の授業中の学習サポートを行うことも考えられるが、現在の補習校の運営規模では日本語支援のための体制（取り出し指導や日本語支援員の配置）を整えることは困難であり、2021 年度に廃止することとなった。
- (4) そのため、教科学習ではなく語学学習を期待して入園・入校を希望し、幼少期（6 歳以下）の日常生活（家庭・学校）で日本語を聞いたり話したりする環境が無い子どもについては、受け入れない方針とする。

【受け入れ方針】

1. 保護者の国籍は問わない。但し、小中学校教科書の無償配布が受けられない（日本国籍を持たな

- い) 児童生徒等は、教科書を家庭で入手する。教科書の入手方法に関する情報は、補習校が提供する。
2. 幼稚部は通常クラス、小中学部は親学級（日本の小中学校と同じ国語・算数等の教科学習を行う）に所属する。日本語支援が必要な児童生徒等の取り出し指導や日本語支援員の配置は、現在の補習校運営規模を鑑み、実施しない。
 3. 入園入校可否を判断するための保護者面談を行う際、日本語の母語・非母語にかかわらず全ての児童生徒等を対象に確認事項（項 4 目）の確認を行い、全てクリアできていれば入園入学を許可する。
 4. 幼稚部から小中学部に進学（必要に応じて、小中学部内での進級も含む。以下「進学等」という）する際に再度確認事項の確認を行い（4.の内容が幼稚部と小中学部とで異なるため）、一つでもクリアできない判断の場合は進学等不可とする（確認の方法は、①教師による日頃の観察をもとにした評価も参考にしつつ、②運営委員会で進学等の可否（条件付きの進学等許可も含む）を決定の上、③遅くとも進学等の 1 ヶ月前までに校長及び運営委員が保護者と面接して運営委員会決定を伝達する。なお、①の教師による日頃の観察を補完する手段として、例えば、年長の 3 学期中に新小 1 クラスの体験授業の実施を行い、日本語能力を幼稚部教師と小 1 教師が共同で最終確認する等の方法がある）。

【確認事項】

1. 子どもを補習校に通わせる目的は、語学学習（日本語習得）ではなく、日本の小中学校の教科学習、日本の幼稚園の教育活動である。
2. 保護者が家庭で補習校の勉強・宿題をサポートし（家庭教師等で対応し）、保護者またはその代理人が担任教師と日本語でコミュニケーションができる。
3. 子どもは、教師の日本語の口頭指示を理解し行動できる。
4. (小中学部) 子どもの 6 歳までの日常生活（家庭・学校）で、日本語を聞いたり話したりする環境があった。
4. (幼稚部) 家庭教師や平日の学校（プレスクールなど）で、日本語を使う環境を整えられる。

【常時における教師の対応方針】

子どもに日本語での意思疎通に困難がある場合でも、原則日本語でコミュニケーションをとることを心掛ける。理由は、「補習校は日本語を使う場所」「担任の先生は日本語で話す人」という考え方を生徒に持たせる必要があるため。

【備考】

- ・本受け入れ方針は、毎年見直しを行うこととし、今回は 2025 年度の方針として固める。
- ・本受け入れ方針は、2025 年 2 月中に運営委員会で承認の上、2025 年 3 月 22 日の教師・保護者役員引継ぎ会で共有し、2025 年 4 月 5 日の保護者会で保護者会長から保護者へ共有する。

以上